

廃消火器リサイクル・産業廃棄物排出者用約款

第1条（本約款の目的）

本約款は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という）第15条の4の3に基づく産業廃棄物の広域的処理に係る特例制度（以下、広域認定制度という）により環境大臣より認定された一般社団法人日本消火器工業会（以下、工業会という）による、消火器を所有する事業者（以下、排出者という）が廃棄を希望する消火器の、第2条に定める特定窓口における引取り及びそれに伴う処理・リサイクルに関し定めるものである。

第2条（本約款上の委託関係）

- 1 排出者が本約款に基づき工業会に処理を委託する産業廃棄物の種類は、工業会が別途公表する取扱品目を総称して「廃消火器」とし、その数量は本約款裏面に記載する。
- 2 排出者は、廃消火器の処理を、工業会に委託し、工業会はこれを受託する。なお、受託者である工業会の認定番号は工業会が設けるホームページ（以下、ホームページという）に掲載する。
- 3 工業会は、
 - ① 廃消火器の引取り及び一時保管については、工業会が定める要件を満たした販売代理店等（以下、特定窓口という）及び指定引取場所に、
 - ② 廃消火器の収集運搬については特定窓口、または工業会が選定する運搬業者等（以下、運搬業者という）に、
 - ③ 処理乃至処分については、工業会が選定する処理業者（以下、処理施設という）に、それぞれ委託することとする。なお、工業会が委託する特定窓口、指定引取場所、運搬業者及び処理施設は、工業会が広域認定制度の認定を受けるに際し、工業会の委託者として申請されたものである。
- 4 廃消火器の運搬の最終目的地は、処理施設とし、その名称及び所在地は、ホームページに掲載するものとする。
- 5 廃消火器の処分または再生の場所の所在地並びに方法・施設の処理能力は、ホームページに掲載するものとする。

第3条（適用除外）

特定窓口における廃消火器の引取りを希望する者が一般消費者（家庭）である場合、一般廃棄物の排出者と看なされるため本約款は適用されないが、本約款裏面受取伝票は発行される。

第4条（有効期間）

- 1 排出者が廃消火器を特定窓口を持ち込む場合には、前払式証票の貼付されていない廃消火器にはリサイクルシールを貼付し、「廃消火器受取伝票」に排出者が必要事項を記入した上で、特定窓口で廃消火器を引き渡した時点をもって本約款が発効することとし、発効日より180日間を有効期間とする。
- 2 排出者が廃消火器の運搬を工業会に委託し、特定窓口で運搬を行う場合には、廃消火器引渡時点をもって本約款が発効することとし、180日間を有効期間とする。

第5条（料金）

- 1 リサイクル料金は、特定窓口または株式会社消火器リサイクル推進センターが別途定める「消火器リサイクルシール」の金額とする。
- 2 排出者は、廃消火器の運搬を工業会に委託し特定窓口で運搬を行う場合には、前項のリサイクル料金のほかに、特定窓口と定める運搬料金の額を裏面の所定箇所に記載し、特定窓口を支払うものとする。

第6条（保管）

特定窓口で一時保管を行なう場合、保管できる廃棄物の種類は「廃消火器」とし、その保管上限は小型消火器の場合は700本、大型消火器の場合は140台とする。

第7条（性状及び荷姿）

工業会が排出者より引渡しを受ける廃消火器は、工業会が定めホームページに掲載する引取基準を満たすものとする。

第8条（再委託）

工業会は、本約款第2条による委託先以外に再委託できないものとし、排出者はこれを承諾する。

第9条（受託業務終了報告）

工業会による受託業務終了時の報告は、廃消火器の引渡し後180日を目安に、廃消火器受取伝票に転記されたバーコード番号をもって工業会への問合せにより行うものとする。

第10条（委託契約解除時に処理されていない産業廃棄物の取り扱い等）

本約款第2条に定める委託関係における委託契約の解除時に処理されていない廃消火器及び廃消火器解体後の廃棄物の運搬及び処分またはリサイクル途中のものが存在する場合には、工業会の責任で処理する。

第11条（排出者の約款保持義務）

排出者は、廃棄物処理法施行規則第8条の4の3の定めに従い、本約款を5年間保存しなければならない。

以上

制定 2010年1月1日

改定 2018年6月7日

東京都台東区蔵前3丁目15番7号
一般社団法人 日本消火器工業会